

件名	亀山市保育の実施に関する条例を廃止する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されました。これにより、条例委任となっていました保育の実施基準については、特定教育・保育の利用についての要件として内閣府令で定めることとなり、「子ども・子育て支援法施行規則」（平成26年内閣府令第44号）に規定されました。</p> <p>このため、保育の実施基準について市が条例で定める必要がなくなったことから、本条例を廃止します。</p> <p><b>2 廃止内容</b></p> <p>本条例を廃止します。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

亀山市保育の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 19 号

亀山市保育の実施に関する条例を廃止する条例

亀山市保育の実施に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 14 号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。